

指 導 課

1. 都道府県別医療計画作成状況

(平成16年12月31日現在)

番号	都道府県	第3次医療法改正前(平成10年3月31日以前)						第3次医療法改正後	第4次医療法改正後
		当初公示年月日		第1回見直し公示年月日		第2回見直し公示年月日		医療計画全体	医療計画全体
		必要の記載事項	任意の記載事項	必要の記載事項	任意の記載事項	必要の記載事項	任意の記載事項	公示年月日	公示年月日
1	北海道	63. 4. 1	→	5. 3. 31	→	10. 3. 27	→	15. 3. 28	
2	青森県	62.12.24	元. 5.17	5. 3. 1	8. 3. 13	10. 3. 16		12. 8. 11 15. 3. 14	
3	岩手県	63. 3. 1	→	3. 4. 1	4. 3. 31	6. 3. 1	9. 3. 28	11. 2. 26 16. 3. 31	
4	宮城県	63. 8. 3	元. 6.29	5. 8. 10	→	10. 3. 31		11. 8. 10 14.11.15 15. 8. 19	
5	秋田県	63. 3. 22	元. 5. 6	5. 3. 30	→	10. 3. 27	→	14. 3. 29	
6	山形県	62.12.25	→	4.12.25	→	10. 1. 13	→	15. 2. 7	
7	福島県	63. 2. 1	→	5. 3. 12	→	10. 3. 27	→	15. 3. 28	
8	茨城県	63.10.31	→	5.11. 1	→			10.10. 5 11. 4. 8 12. 5. 1 16. 3. 31	
9	栃木県	63. 6. 20	→	5. 6. 25	→			10. 6. 25 15. 6. 25	
10	群馬県	63. 6. 17	→	5. 7. 20	→	10. 3. 31		12. 3. 31	
11	埼玉県	63. 1. 25	元. 3. 1	4. 1. 31	4. 4. 30	9. 3. 21	→	14. 3. 29 16. 3. 30	
12	千葉県	63. 4. 1	→	3. 4. 1	→	8. 7. 30	→	13.12.28 16. 9. 14	
13	東京都	元. 2.25	→	5.12.24	→			10.12.22 14.12.26	
14	神奈川県	62. 2. 20	→	4. 2. 20	5. 3. 30	9. 2. 18	→	14. 2. 19	
15	新潟県	62. 6. 10	→	4. 6. 26	→	9. 7. 18	→	13. 3. 30 16.12.21	
16	富山県	元. 3.31	→	6. 8. 31	→			11.11. 1 12. 3. 31 14. 8. 12	
17	石川県	62.12. 1	63. 4. 5	4. 4. 1	→	9. 4. 1	→	14. 4. 1	
18	福井県	63. 3. 31	→	5. 3. 31	→	10. 3. 31	→	11. 3. 31 15. 3. 31	
19	山梨県	62.12.26	→	4.12.24	→	10. 1. 19	→	15. 1. 16	
20	長野県	62.12. 3	→	4.12.10	→	9.12. 8	→	15. 3. 27	
21	岐阜県	元. 1.17	2.12.18	6. 3. 29	→			11. 3. 31 16. 3. 31	
22	静岡県	63. 7. 8	→	3. 4. 1	→	8. 3. 29	→	12. 3. 7 15. 3. 28	
23	愛知県	62. 8. 31	元. 3.31	4. 8. 31	→	9. 8. 29	→	13. 3. 30	
24	三重県	63.12.27	→	5.12.17	→			10.12.25 12. 3. 31 15.12.24	
25	滋賀県	63. 4. 1	→	5. 4. 1	6. 6. 1	10. 3. 27	→	11. 3. 31 14. 4. 5 15. 3. 31	
26	京都府	63. 4. 8	→	6. 6. 10	4. 9. 11			11. 4. 30 16. 3. 30	
27	大阪府	63. 6. 20	3.12.27	5. 6. 25	未公示	9.10.24	→	12. 5. 30 14.12.27	
28	兵庫県	62. 4. 1	→	4. 4. 1	→	9. 4. 1	→	13. 4. 1	
29	奈良県	63. 4. 30	→	5. 4. 23	→	10. 3. 31	→	10.12.25 15. 3. 31	
30	和歌山県	63. 7. 1	2. 3. 30	5.10. 8	→			10.10.13 12. 3. 31 15. 4. 25	
31	鳥取県	63. 6. 1	→	5. 3. 26	→			10. 9. 4 15. 4. 22	
32	島根県	62.12.22	3.12.27	4.11.10	→	8. 4. 5	→	11. 1. 29 16. 3. 30 11. 8. 31	
33	岡山県	62.10. 1	→	4. 9. 29	→	8. 3. 29	→	13. 3. 30	
34	広島県	62. 7. 20	→	5. 9. 17	→	9. 2. 17	→	14. 3. 28 16. 4. 1	
35	山口県	62.10.27	→	3. 5. 21	→	8. 5. 7	→	13. 8. 21	
36	徳島県	62.11.20	→	4. 9. 1	→	9. 9. 19	→	11.10.15 14.10.11	
37	香川県	元. 2.25	2.12.28	6. 3. 4	→			11. 3. 30 16. 2. 27	
38	愛媛県	63. 4. 1	→	4. 4. 1	→	9. 6. 24	→	14. 4. 1 15. 4. 1 16.12.28	
39	高知県	63. 3. 31	→	5. 3. 31	→	10. 3. 31	→	14. 9. 10	
40	福岡県	63.12.27	2. 3. 31	7. 3. 31	→	9. 3. 14		14. 3. 29	
41	佐賀県	63. 4. 1	→	5. 4. 1	→	8. 4. 1	→	12. 4. 3 15. 4. 1	
42	長崎県	63. 3. 31	→	4. 3. 31	→	9. 3. 31	→	13.12.28	
43	熊本県	62. 9. 1	63. 5. 20	5. 5. 19	→			10. 5. 19 15. 6. 25	
44	大分県	63. 2. 23	元. 3.31	6. 3. 31	→			11. 3. 31 11.12.28 16. 3. 31	
45	宮崎県	62. 8. 21	63. 3. 23	5. 6. 10	→			10.11. 6 12. 7. 13 15. 5. 1	
46	鹿児島県	62. 6. 1	→	4. 6. 1	4. 8. 31	9.10. 1	→	14.10. 1	
47	沖縄県	元. 1.25	→	6. 3. 18	→			11.10. 8 16. 8. 20	
	計	47	47	47(45)	46	33	29	26	42

(注) 1 →印は、必要の記載事項と任意の記載事項を同時に公示した都道府県である。
 2 ()は、医療計画に関する標準省令等の見直し以降の作成都道府県の再掲である。
 3 < >は、医療計画に関する標準省令等の見直しに基づく再公示日である。
 4 斜体は、基準病床数のみの見直しであり、計には計上していない。

2. 都道府県別医療計画における基準病床数及び既存病床数の状況

(平成16年3月31日現在)

番号	区分	二次医療圏数	一般病床及び療養病床									
			基準病床数 A	既存病床数				差引 E-A	病床過剰医療圏		病床非過剰医療圏	
				一般病床 B	療養病床 C	老健 D	計 E=B+C+D		医療圏数	過剰病床数	医療圏数	非過剰病床数
1	北海道	21	68,623	53,522	29,702	1,007	84,231	15,608	18	15,755	3	△ 147
2	青森県	6	13,259	10,851	3,525	775	15,151	1,892	6	1,892	0	0
3	岩手県	9	13,333	11,671	3,677	457	15,805	2,472	9	2,472	0	0
4	宮城県	10	18,727	15,717	3,671	286	19,674	947	7	1,428	3	△ 481
5	秋田県	8	11,862	9,523	2,954	622	13,099	1,237	5	1,515	3	△ 278
6	山形県	4	11,764	9,465	2,027	86	11,578	△ 186	1	77	3	△ 263
7	福島県	7	19,149	17,076	4,678	353	22,107	2,958	6	3,025	1	△ 67
8	茨城県	9	26,221	19,396	6,292	486	26,174	△ 47	3	174	6	△ 221
9	栃木県	5	15,866	12,262	4,759	275	17,296	1,430	5	1,430	0	0
10	群馬県	10	19,565	13,823	5,032	431	19,286	△ 279	3	88	7	△ 367
11	埼玉県	9	46,456	35,071	14,382	293	49,746	3,290	6	3,392	3	△ 102
12	千葉県	8	43,656	31,696	10,643	632	42,971	△ 685	4	1,007	4	△ 1,692
13	東京都	13	100,181	85,484	21,488	76	107,048	6,867	6	7,571	7	△ 704
14	神奈川県	11	57,988	48,807	13,110	316	62,233	4,245	5	4,670	6	△ 425
15	新潟県	13	22,102	17,138	5,828	800	23,766	1,664	5	2,752	8	△ 1,088
16	富山県	4	13,880	9,272	5,707	517	15,496	1,616	4	1,616	0	0
17	石川県	4	14,114	10,537	5,172	350	16,059	1,945	4	1,945	0	0
18	福井県	4	10,196	6,720	2,934	308	9,962	△ 234	2	199	2	△ 433
19	山梨県	8	8,136	6,428	2,525	310	9,263	1,127	8	1,127	0	0
20	長野県	10	20,362	15,579	4,005	536	20,120	△ 242	5	316	5	△ 558
21	岐阜県	5	16,834	12,489	3,795	218	16,502	△ 332	2	179	3	△ 511
22	静岡県	9	34,167	21,915	10,809	310	33,034	△ 1,133	1	118	8	△ 1,251
23	愛知県	11	49,661	41,146	14,272	999	56,417	6,756	5	7,036	6	△ 280
24	三重県	4	16,189	11,433	4,986	463	16,882	693	3	758	1	△ 65
25	滋賀県	7	12,717	9,502	2,538	40	12,080	△ 637	0	0	7	△ 637
26	京都府	6	28,364	21,970	7,080	392	29,442	1,078	1	2,001	5	△ 923
27	大阪府	8	77,354	65,486	23,604	328	89,418	12,064	4	15,287	4	△ 3,223
28	兵庫県	10	51,247	37,229	15,267	540	53,036	1,789	5	943	5	846
29	奈良県	5	13,657	10,267	3,153	212	13,632	△ 25	2	487	3	△ 512
30	和歌山県	7	11,788	8,808	3,003	373	12,184	396	1	921	6	△ 525
31	鳥取県	3	7,717	5,304	1,978	160	7,442	△ 275	2	74	1	△ 349
32	島根県	7	10,270	6,505	2,846	158	9,509	△ 761	0	0	7	△ 761
33	岡山県	5	22,196	17,138	6,218	565	23,921	1,725	4	1,732	1	△ 7
34	広島県	7	33,281	20,573	12,108	457	33,138	△ 143	2	232	5	△ 375
35	山口県	9	19,484	11,092	10,633	360	22,085	2,601	7	2,695	2	△ 94
36	徳島県	6	10,605	6,167	5,721	672	12,560	1,955	6	1,955	0	0
37	香川県	5	11,729	9,557	3,658	245	13,460	1,731	4	1,748	1	△ 17
38	愛媛県	6	16,860	12,097	7,046	300	19,443	2,583	6	2,583	0	0
39	高知県	4	11,734	7,103	8,133	132	15,368	3,634	3	3,680	1	△ 46
40	福岡県	13	56,542	40,521	26,526	1,001	68,048	11,506	11	11,516	2	△ 10
41	佐賀県	5	11,670	5,851	5,302	305	11,458	△ 212	2	0	3	△ 212
42	長崎県	9	18,131	12,012	8,122	425	20,559	2,428	8	2,439	1	△ 11
43	熊本県	11	23,958	13,618	12,857	506	26,981	3,023	8	3,067	3	△ 44
44	大分県	10	14,405	11,360	4,084	340	15,784	1,379	9	1,422	1	△ 43
45	宮崎県	7	14,511	9,071	5,121	233	14,425	△ 86	2	37	5	△ 123
46	鹿児島県	12	22,824	14,305	11,932	425	26,662	3,838	12	3,838	0	0
47	沖縄県	5	12,303	7,907	4,699	451	13,057	754	4	800	1	△ 46
	計	369	1,185,638	890,464	377,602	19,526	1,287,592	101,954	226	117,999	143	△ 16,045

(平成16年3月31日現在)

番号	区分	精神病床				結核病床				感染症病床			
		基準病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数	基準病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数	基準病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数
1	北海道	21,209	20,931		△ 278	550	706	156		98	86		△ 12
2	青森県	4,906	4,715		△ 191	114	206	92		32	20		△ 12
3	岩手県	4,779	4,840	61		113	230	117		40	38		△ 2
4	宮城県	7,497	6,929		△ 568	177	180	3		28	26		△ 2
5	秋田県	4,139	4,473	334		103	130	27		36	30		△ 6
6	山形県	4,147	3,649		△ 498	108	50		△ 58	18	18		
7	福島県	7,042	8,062	1,020		171	320	149		36	34		△ 2
8	茨城県	6,734	7,857	1,123		303	310	7		-	42	-	-
9	栃木県	4,307	5,415	1,108		153	190	37		26	26		
10	群馬県	4,380	5,388	1,008		194	134		△ 60	-	46	-	-
11	埼玉県	15,392	12,917		△ 2,475	367	273		△ 94	58	42		△ 16
12	千葉県	14,018	13,432		△ 586	389	387		△ 2	64	52		△ 12
13	東京都	26,111	25,984		△ 127	910	1,086	176		92	104	12	
14	神奈川県	17,442	14,833		△ 2,609	538	510		△ 28	74	72		△ 2
15	新潟県	5,555	7,128	1,573		184	170		△ 14	58	54		△ 4
16	富山県	3,379	3,600	221		173	107		△ 66	20	20		
17	石川県	3,457	3,899	442		163	192	29		18	18		
18	福井県	2,463	2,459		△ 4	138	130		△ 8	20	14		△ 6
19	山梨県	1,917	2,588	671		62	110	48		28	26		△ 2
20	長野県	4,951	5,394	443		168	134		△ 34	46	42		△ 4
21	岐阜県	4,172	4,306	134		320	293		△ 27	-	28	-	-
22	静岡県	7,507	7,428		△ 79	544	218		△ 326	-	58	-	-
23	愛知県	12,358	13,613	1,255		498	510	12		68	62		△ 6
24	三重県	3,741	5,025	1,284		165	90		△ 75	24	20		△ 4
25	滋賀県	2,646	2,465		△ 181	201	132		△ 69	32	32		
26	京都府	6,653	6,560		△ 93	517	383		△ 134	-	30	-	-
27	大阪府	18,901	19,444	543		1,412	1,492	80		78	78		
28	兵庫県	11,432	11,668	236		818	505		△ 313	56	48		△ 8
29	奈良県	2,938	3,009	71		231	130		△ 101	28	18		△ 10
30	和歌山県	1,768	2,587	819		271	283	12		32	29		△ 3
31	鳥取県	2,052	2,122	70		66	76	10		12	12		
32	島根県	2,727	2,659		△ 68	145	158	13		-	24	-	-
33	岡山県	6,395	6,206		△ 189	212	371	159		26	26		
34	広島県	9,148	9,561	413		238	205		△ 33	36	66	30	
35	山口県	5,147	6,297	1,150		166	169	3		40	38		△ 2
36	徳島県	3,006	4,213	1,207		122	169	47		20	14		△ 6
37	香川県	3,792	4,078	286		160	145		△ 15	26	18		△ 8
38	愛媛県	5,238	5,155		△ 83	220	246	26		28	26		△ 2
39	高知県	2,898	3,981	1,083		128	287	159		11	9		△ 2
40	福岡県	19,938	21,877	1,939		708	705		△ 3	66	66		
41	佐賀県	4,023	4,477	454		147	108		△ 39	24	22		△ 2
42	長崎県	6,147	8,311	2,164		245	310	65		40	38		△ 2
43	熊本県	7,814	9,037	1,223		302	358	56		48	48		
44	大分県	5,222	5,460	238		214	170		△ 44	54	34		△ 20
45	宮崎県	4,985	6,225	1,240		182	143		△ 39	32	30		△ 2
46	鹿児島県	7,174	10,062	2,888		324	251		△ 73	50	34		△ 16
47	沖縄県	4,855	5,630	775		232	131		△ 101	-	18	-	-
	計	336,502	355,949	27,476	△ 8,029	13,866	13,593	1,483	△ 1,756	1,623	1,490	42	△ 175

※ 感染症病床の既存病床数については、基準病床を定めている都道府県の積上げである。

3. 「地域医療の確保と自治体病院のあり方に関する検討会」報告書概要

報道資料

平成16年11月30日
総務省

「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会報告書」の概要

総務省では、平成16年5月から、「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会」（座長：邊見公雄 赤穂市民病院長）を開催し、自治体病院の再編・ネットワーク化等について、総合的かつ詳細に検討を行ってまいりました。このたび、本検討会における報告書がとりまとめられました。

1. 自治体病院を取り巻く状況

○自治体病院を取り巻く状況は、以下のとおり大きく変化するとともに、民間病院とのイコールフットイングの議論もあり、その経営効率化は、喫緊の課題。

- ・自治体病院は、6割を超える団体が赤字(H14決算)であるなど極めて厳しい状況
- ・地方財政全体の収支不足額が14.1兆円(H16地方財政計画)、地方財政の借入金残高が204兆円(同)となるなど、地方財政は極めて厳しい状況
- ・道路整備の進展等により、病院までの移動時間は大幅に短縮
- ・情報化による遠隔医療システムの導入の進展等
- ・将来的な人口減に伴う病床過剰の拡大の可能性
- ・地域によっては、依然として続く厳しい医師不足の状況

2. 自治体病院の再編・ネットワーク化の必要性

○上記1の状況を踏まえると、個々の病院の問題としてではなく、地域全体で効率的な医療サービスの在り方の検討が重要。特に、例えば二次医療圏単位で、中核医療機能を持つ基幹病院と日常的な医療を確保する病院・診療所に再編するとともに、これらのネットワーク化を進めていくための検討が重要。

○自治体病院の再編・ネットワーク化の効果は以下のとおり。

- ・新たな医療ニーズに対応した医療サービスの提供が可能
- ・機能分担による機能の特化により効率的な医療提供が可能
- ・基幹病院への医師の集中により医療の質が確保されるとともに、医師を確保しやすい環境となる。

【参考：既に再編が行われた山形県置賜地域(病床数132床減、基幹病院を設置し、それ以外の病院をサテライト化)においても、再編前に比べ、延外来患者数1.9%、延入院患者数4.9%増、医師数29名増等の効果があった。】

3. 自治体病院の再編・ネットワーク化の検討手順

○自治体病院の再編・ネットワーク化の検討にあたっては、例えば以下の手順による現状分析が重要。(分析のために必要な作業表を提示)

- ①地域における必要な医療内容の分析(中長期の見直しを含む)
- ②医療提供体制、自治体病院が果たしている役割及び今後果たすべき役割の分析
- ③病院の配置状況、各病院における手術件数等を分析の上、医療サービス面、コスト面の課題を抽出し、可能な再編・ネットワーク化の在り方を検討

○分析結果の評価にあたっては、以下の視点に立って現実的な評価検討を行うべき。

- ①地域にとって必要不可欠な医療が提供される体制をどのように構築すべきか。
- ②20年後、30年後まで持続可能なシステムは何か。
- ③住民の方々の利便や将来コストも念頭におき、実現可能な方策は何か。

4. 自治体病院の再編・ネットワーク化のための計画策定とその実現にあたって

○自治体病院の再編・ネットワーク化のための計画策定にあたっては、以下のことに留意する必要がある。

- ・住民のための計画づくりという基本姿勢を貫くこと
- ・丁寧な住民説明を繰り返し行うこと
- ・地域によっては、他の公的医療機関等の機能を念頭においた検討を行うこと
- ・市町村間の調整や医療計画との関係もあることから、都道府県が主導的役割を果たすべきこと
- ・市町村は、住民との関係において積極的な役割を果たすこと
- ・都道府県立中央病院も相応の役割を果たすこと
- ・大学（医学部）も積極的な関わりを持つこと

○この計画実現にあたっては、病院開設者間の十分な連携が図られるよう、広域連合や一部事務組合を活用するとともに、この広域連合等に都道府県が職員の派遣等の協力を行うことも有用である。

○また、自治体病院の再編・ネットワーク化を促進するため、医療計画上できる限り柔軟な運用が求められるとともに、必要な財政支援措置の在り方についても検討すべきである。

5. その他自治体病院間の連携の促進について

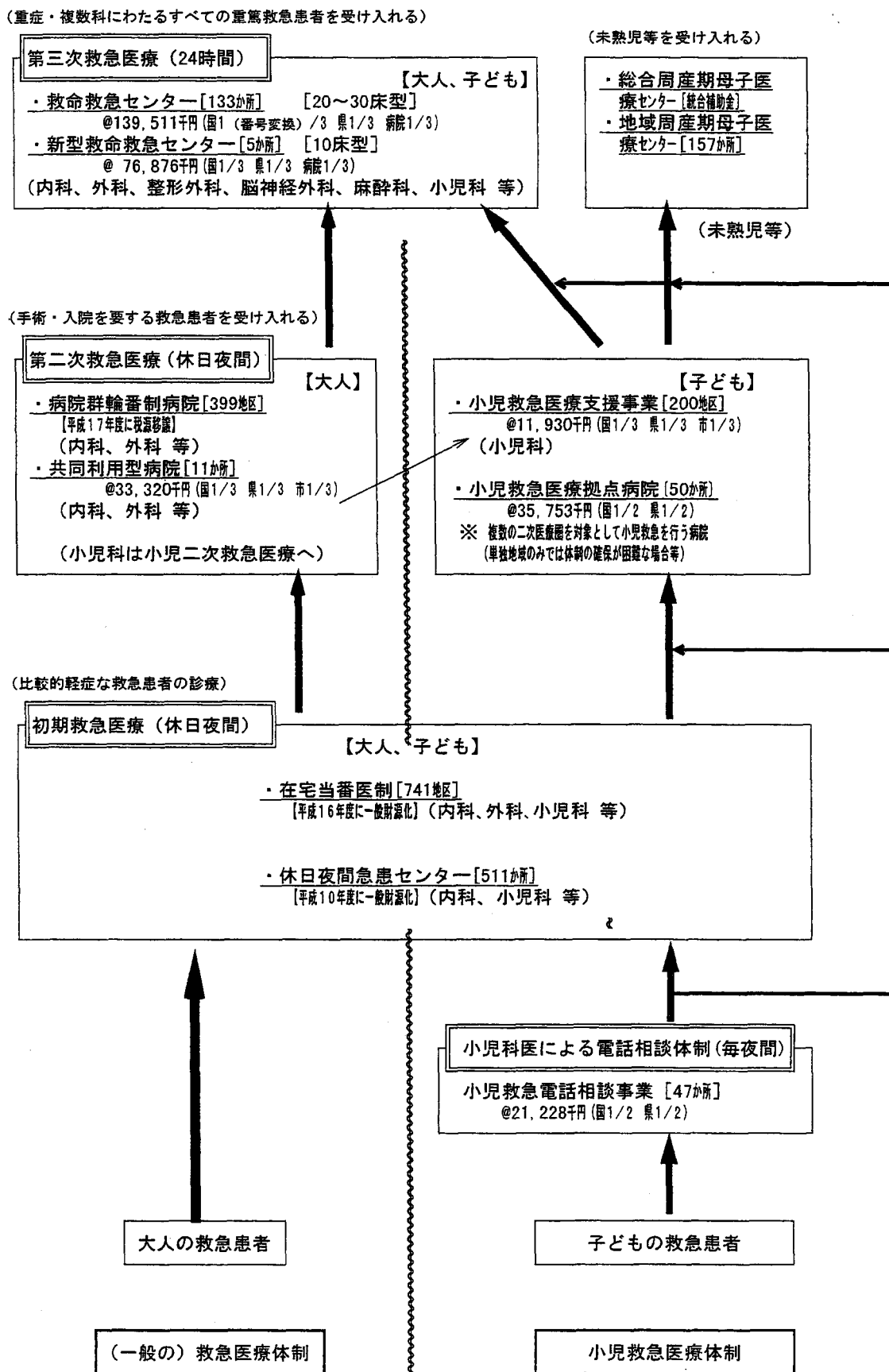
○上記のような再編・ネットワーク化の検討に至らない場合においても、以下のような、病院間の協力による効率化努力への取組が期待される。

- ・近隣の自治体病院との事業統合による機能分担
- ・自治体病院間、さらには民間医療法人立病院を含めた医師の相互派遣による協力
- ・自治体病院間での電子カルテによる医療情報の共有と医療の共同化
- ・自治体病院間での共同購入等による医薬品や診療材料等の効率的調達

(連絡先)

自治財政局地域企業経営企画室
担当：梶谷課長補佐、小澤係長
電話：(代表) 03-5253-5111
(内線) 3452、3459
(直通) 03-5253-5642
(FAX) 03-5253-5644

4. 救急医療体系図



※ 上記数字については、平成17年度予定額の数字である。

5. 二次小児救急医療体制等の取組状況

(平成16年9月1日現在)

	二次医療圏数	小児救急医療圏数	国庫補助事業整備地区						県単事業等整備地区	通常の輪番制で確保されている地区	整備済地区	小児救急電話相談事業整備状況 (平成16年度中の実施予定を含む)						
			小児救急医療支援事業			小児救急医療拠点病院												
			15年度以前より実施	16年度に実施	計	15年度以前より実施	16年度に実施	計										
1 北海道	21	21	2	(2)		2	(2)	6	(2)	5	(2)	11	(4)			13	○	
2 青森	6	6																
3 岩手	9	9	1	(1)		1	(1)									1	△	
4 宮城	10	10	1	(1)		1	(1)									1	○	
5 秋田	8	8	2	(2)		2	(2)									2		
6 山形	4	7			1	(1)	1	(1)								1		
7 福島	7	11	1	(1)		1	(1)					1				2		
8 茨城	9	11	2	(2)		2	(2)	4	(1)			4	(1)	4		10	○	
9 栃木	5	10	1	(1)		1	(1)					2				3		
10 群馬	10	5	4	(4)		4	(4)									4		
11 埼玉	9	16	9	(9)	4	(4)	13	(13)								13		
12 千葉	8	15	3	(3)	1	(1)	4	(4)	6	(3)		6	(3)	1	1	12		
13 東京	13	13	12	(12)		12	(12)									12	○	
14 神奈川	11	14	13	(13)	△ 1 (△ 1)	12	(12)	1	(1)	1		2	(1)			14		
15 新潟	13	12												1		1	○	
16 富山	4	4	2	(2)		2	(2)							1		3		
17 石川	4	5												1		1	○	
18 福井	4	4			4	(2)	4	(2)								4		
19 山梨	8	8	1	(1)	6	(1)	7	(2)								7		
20 長野	10	10												1		1		
21 岐阜	5	5												1		1		
22 静岡	9	12	11	(11)		11	(11)		1	(1)	1	(1)				12		
23 愛知	11	11	2	(2)		2	(2)									2		
24 三重	4	4										2				2	△	
25 滋賀	7	7	4	(4)	1	(1)	5	(5)								5		
26 京都	6	6												1		1	○	
27 大阪	8	11	11	(11)		11	(11)									11	○	
28 兵庫	10	10	9	(9)	1	(1)	10	(10)		(1)	(1)					10	○	
29 奈良	5	2	2	(2)		2	(2)									2	○	
30 和歌山	7	7	3	(3)		3	(3)									3		
31 鳥取	3	3	2	(2)		2	(2)				1					3		
32 島根	7	7									2					2		
33 岡山	5	6	2	(2)		2	(2)							1		3	○	
34 広島	7	14	3	(3)		3	(3)	7	(2)	1	(1)	8	(3)	1		12	△	
35 山口	9	9	2	(2)	△ 1 (△ 1)	1	(1)	3	(1)	1	(1)	4	(2)			5	○	
36 徳島	6	3	2	(2)		2	(2)	1	(1)			1	(1)			3		
37 香川	5	5	3	(3)		3	(3)					1		1		5	○	
38 愛媛	6	6	2	(2)		2	(2)									2		
39 高知	4	4	1	(1)		1	(1)									1		
40 福岡	13	13			1	(1)	1	(1)						4		5	○	
41 佐賀	5	5												4		4	○	
42 長崎	9	9	1	(1)		1	(1)									2		
43 熊本	11	11						6	(3)			6	(3)			6		
44 大分	10	10	3	(3)		3	(3)									3	△	
45 宮崎	7	7										1				1		
46 鹿児島	12	12						3	(1)	3	(1)	2				5		
47 沖縄	5	6	5	(5)		5	(5)									5		
計	369	404	122	(122)	17	(10)	139	(132)	34	(14)	12	(7)	46	(21)	19	17	221	19

※ 小児救急医療支援事業の左数字は地区数、右()数字は事業数である。

※ 小児救急医療拠点病院の左数字は地区数、右()数字はか所数である。

※ 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は16年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、「小児救急医療支援事業」と「小児救急医療拠点病院」の重複地区については、「小児救急医療拠点病院」の重複地区を除く。また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く。

※ 小児救急電話相談事業の「○」は国庫補助による整備、「△」は看護師等により整備しているか所である。

6. 小児救急医療に関する取組について

[17年度予定額]
1, 984百万円

○小児救急医療体制の整備

1,204百万円

① 小児救急医療支援事業

484百万円

二次医療圏内の小児科を標榜する病院が当番制により休日・夜間の小児救急患者を受け入れる。

- ・補助率 1/3 (負担割合 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3)
- ・箇所数 200地区

② 小児救急医療拠点病院運営事業

720百万円

二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、広域(複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる。

- ・補助率 1/2 (負担割合: 国 1/2、都道府県 1/2)
- ・箇所数 50ヵ所(100地区)

○小児救急医療体制の充実

780百万円

① 小児救急電話相談事業

499百万円

地域の小児科医による夜間の小児患者の保護者等向けの全国同一短縮番号(#8000)による電話相談体制を整備する。

- ・補助率 1/2 (負担割合: 国 1/2、都道府県 1/2)
- ・箇所数 47都道府県

② 小児救急地域医師研修事業

199百万円

地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修事業を実施する。

- ・補助率 1/3 (負担割合: 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3)
- ・箇所数 741地区(在宅当番医制実施地域)

③ 小児救急医師確保等調整事業の創設

82百万円

従来二次医療圏単位で行われていた小児救急医師を確保するための協議会を都道府県単位に拡大し、離・退職小児科医師の発掘、医師の再教育を行うことにより、小児救急医療等に対応する医師の確保を行う。

- ・補助率 1/2 (負担割合: 国 1/2、都道府県 1/2)
- ・箇所数 47都道府県

④ 小児救急遠隔医療設備整備事業(平成16年度から医療施設等設備整備費のメニュー項目へ追加)

ITを活用することにより、小児救急患者の画像等を小児科専門医の所在する医療機関に伝送し、診療支援を受けるための機器を整備する。

- ・補助率 1/2 (負担割合: 国 1/2、都道府県 1/4、医療機関 1/4)
- ・補助対象 テレビ電話等コンピューター機器の購入費

7. 救急医療施設等設置状況

	救急告示医療施設数			休日夜間急患センター	在宅当番医制実施(地区数)	第二次救急医療施設	救命救急センター	救急医療情報センター
	総数	病院	診療所					
北海道	315	274	41	13	44	113	8	1
青森	68	55	13	3	7	24	2	1
岩手	61	59	2	3	14	40	3	1
宮城	74	70	4	8	16	50	3	1
秋田	34	33	1	5	8	16	1	1
山形	37	37		9	11	7	2	
福島	60	60		5	15	68	3	1
茨城	107	103	4	11	17	50	4	1
栃木	88	61	27	8	8	27	5	1
群馬	106	80	26	8	13	63	2	1
埼玉	222	200	22	28	26	157	6	1
千葉	150	136	14	21	18	151	8	1
東京	363	340	23	55	48	276	21	1
神奈川	200	182	18	46	13	177	7	1
新潟	73	71	2	12	14	65	3	1
富山	64	42	22	4	11	19	2	1
石川	80	51	29	1	11	11	2	1
福井	78	55	23	3	11	9	1	1
山梨	44	36	8	1	10	34	1	1
長野	99	89	10	4	17	54	3	1
岐阜	86	76	10	9	17	45	6	1
静岡	141	81	60	14	21	64	6	1
愛知	254	193	61	40	25	116	11	1
三重	75	59	16	9	15	32	2	1
滋賀	34	34		10	3	24	3	1
京都	93	93		12	6	91	3	1
大阪	299	297	2	38		255	10	1
兵庫	202	190	12	20	28	184	5	1
奈良	41	41		11	3	47	3	1
和歌山	73	58	15	6	3	43	2	1
鳥取	25	23	2	4		21	2	
島根	25	24	1	4	11	19	2	
岡山	96	87	9	3	24	25	3	1
広島	171	128	43	11	27	64	3	1
山口	76	64	12	11	20	43	3	1
徳島	45	41	4	3	11	25	2	1
香川	89	60	29	1	9	17	2	1
愛媛	67	64	3	6	16	49	3	1
高知	42	37	5	1	6	32	1	1
福岡	144	138	6	25	24	308	6	1
佐賀	64	52	12	6	9	60	1	1
長崎	68	68		2	13	41	1	1
熊本	86	73	13	2	15	43	2	1
大分	54	51	3	2	17	38	1	1
宮崎	62	60	2	6	9	10	2	1
鹿児島	97	84	13	2	18	123	1	
沖縄	23	23		4	1	23	1	
計	4,855	4,233	622	510	683	3,253	174	42

注：救急告示医療施設数は平成16年4月1日現在、救命救急センター及び救急医療情報センターは平成17年1月1日現在、その他は平成16年3月31日現在の数値を計上